

株式交付に関する事前開示書類

(会社法第 816 条の 2 第 1 項及び会社法施行規則第 213 条の 2 に基づく開示事項)

2026 年 5 月 13 日

株式会社インバウンドテック

2026年5月13日

株式交付に関する事前開示書類

東京都新宿区新宿一丁目8番1号
株式会社インバウンドテック
代表取締役
東 間 大
社長執行役員

当社は、2026年5月13日付で作成した株式交付計画書（以下「本株式交付計画書」といいます。）に基づき、2026年6月9日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として、当社を株式交付親会社、株式会社FW（以下「FW」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）を行うこととしました。

本株式交付に関し、会社法第816条の2第1項及び会社法施行規則第213条の2に定める事項は下記のとおりです。

なお、本株式交付は、会社法第816条の4第1項に定める簡易株式交付に該当します。
記

1. 株式交付計画の内容（会社法第816条の2第1項）

別紙1のとおりです。

2. 会社法第774条の3第1項第2号に掲げる事項についての定めが同条第2項に定める要件を満たすと株式交付親会社が判断した理由（会社法施行規則第213条の2第1号）

本株式交付計画書作成日時点において、当社が所有しているFWの株式の数は0株です。同時点において、FWの発行済株式総数は1万200株、その内訳は普通株式200株、A種優先株式1万株です。FWの株主総会において、普通株式は1株につき1個の議決権を有しており、A種優先株式は議決権を有していません。

また、FWは、本効力発生日までの間に、FWにおいて発行されている新株予約権及び種類株式等について、資本構成の整理を目的とした所要の対応を行う予定であり、本効力発生日の直前において、FWの発行済株式総数は1万2,000株、その内訳は普通株式274株、A種優先株式1万株、B種優先株式1,726株となる予定であること、並びに、新株予約権、新株予約権付社債その他FWの株式に転換可能な権利は存在しないものになる予定であることをFWに確認いたしました。

本株式交付計画書においては、当社が本株式交付に際して譲り受けるFWの普通株式の数の下限を274株と定めており、仮に当社が本株式交付に際して下限である274株のFWの普通株式を譲り受けた場合、本効力発生日において、当社は、FWの株主総会における議決権全部を保有することになります。

以上より、当社は、本株式交付に際して譲り受けるFWの普通株式の数の下限を274株とする定めは、会社法第774条の3第2項の要件を満たすものと判断いたしました。

3. 会社法第774条の3第1項第3号から第6号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第213条の2第2号）

別紙2のとおりです。

4. 会社法第774条の3第1項第7号に掲げる事項を定めたときは、会社法第774条の3第1項第8号及び第9号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第213条の2第3号）

該当事項はありません。

5. 株式交付子会社に関する事項（会社法施行規則第213条の2第4号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

本効力発生日までの間に、FWにおいて発行されている新株予約権及び種類株式等について、資本構成の整理を目的とした所要の取引を除いて、該当事項はありません。

6. 株式交付親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第213条の2第5号イ）

該当事項はありません。

7. 本株式交付が効力を生ずる日以後における株式交付親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 213 条の 2 第 6 号）

本株式交付は、会社法 816 条の 8 第 1 項の適用を受けないため、該当事項はありません。

以 上

別紙1 株式交付計画の内容

株式交付計画書（写）

株式会社インバウンドテック（以下「甲」という。）は、甲を株式交付親会社、株式会社FW（以下「乙」という。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」という。）を行うにあたり、以下のとおり株式交付計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（株式交付子会社の商号及び住所）

乙の商号及び住所は以下のとおりである。

商号：株式会社FW

住所：東京都世田谷区三軒茶屋二丁目11番22号

第2条（株式交付親会社が本株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限）

甲が本株式交付に際して譲り受ける乙の普通株式の数の下限は、274株とする。

第3条（本株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交付に際し、乙の普通株式の譲渡人に対して、当該株式の対価として、その譲渡する乙の普通株式の総数に1,384を乗じて得た数の甲の株式を交付する。
2. 甲は、本株式交付に際し、乙の普通株式の譲渡人に対して、その譲渡する乙の普通株式1株につき、甲の株式1,384株を割り当てる。
3. 前二項の規定に従い、甲が乙の普通株式の譲渡人に対して交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第234条その他関係法令の規定に従い、当該端数を金銭で処理する。

第4条（株式交付親会社の資本金及び準備金の額）

本株式交付により増加する甲の資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。

- | | |
|-------------|--------------|
| (1) 資本金の額 | 金76,518,540円 |
| (2) 資本準備金の額 | 金76,518,540円 |
| (3) 利益準備金の額 | 金0円 |

第5条（株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みの期日）

乙の普通株式の譲渡しの申込みの期日は、2026年6月8日とする。但し、本株式交付の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合、甲は、これを変更することがで

きる。

第6条（効力発生日）

本株式交付が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年6月9日とする。但し、本株式交付の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合、甲は、これを変更することができる。

第7条（簡易株式交付）

1. 甲は、会社法第816条の4第1項の規定により、本計画につき株主総会の承認を得ないで本株式交付を行う。但し、同条第2項の規定により、本計画につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本計画につき株主総会の承認を得る。
2. 前項但し書の場合において、効力発生日までに、甲の株主総会の承認が得られなかったときは、本計画は、その効力を失う。

第8条（本計画の変更及び本株式交付の中止）

本計画作成日から効力発生日に至るまでの間に、①天災地変その他の事由によって、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は②本株式交付の実行に重大な支障となる事態若しくはその実行を著しく困難にする事態が生じた場合には、甲は、本計画の内容を変更し、又は本株式交付を中止することができる。

第9条（規定外事項）

本計画に定めるもののほか、本株式交付に関し必要な事項は、本株式交付の趣旨に従って、甲がこれを決定する。

以 上

2026年5月13日

東京都新宿区新宿一丁目8番1号大橋御苑駅ビル9階
株式会社インバウンドテック
代表取締役 東間 大

別紙2 会社法第774条の3第1項第3号から第6号までに掲げる事項についての定め の相当性に関する事項

1. 本株式交付に係る割当ての内容等

(1) 本株式交付に係る割当ての内容

当社は、FWの普通株式1株に対して、当社の普通株式1,384株を割当て交付いたします。なお、当社が本株式交付によりFWの株式に係る割当てとして交付する当社の普通株式には、当社が保有する自己株式136,300株を充当した上で、新規に発行する普通株式242,916株を充当いたします。また、当社が譲り受けるFWの普通株式の下限は、274株とします。当社が当該下限の株式数を譲り受けた場合に割当て交付する当社の普通株式は379,216株となり、2025年12月31日時点における当社の発行済株式総数2,523,475株に対する割合は15.0%となります。

本株式交付に伴い1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定により、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合には切り捨てるものとします。）に相当する当社の普通株式を売却し、その端数に応じてその代金をFWの株主に交付いたします。

本株式交付に伴い、1単元（100株）未満の当社の普通株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける株主につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所、その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主は、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

	当社	FW
本株式交付に係る普通株式の交付比率	1	1,384
本株式交付により交付する株式数	普通株式の数：379,216株（予定）	

(2) 本株式交付に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

FWは新株予約権を発行しておりますが、本株式交付の効力発生日の前日までに全てが行使又は放棄されることを予定しております。また、FWは新株予約権付社債を発行しておりません。そのため、当社は、FWの新株予約権又は新株予約権付社債を譲り受けることは予定しておりません。

2. 本株式交付に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交付に係る割当ての内容を決定するにあたり、その公平性・妥当性を確保するため、当社及びFWから独立した第三者算定機関である株式会社 プルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号霞が関ビルディング35階、代表取締役社長 野口真人、以下「プルータス」といいます。）に、FWの株式価値の算定を依頼しました。

その算定結果を参考に、FWの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に踏まえて、現金対価及び株式対価について慎重に協議を重ねた結果、当社の株式価値は市場株価法により算定していること、及びFWの株式価値については、プルータスによる算定結果のレンジ内にあることから、上記1.(1)記載の内容は妥当であり、当社の株主の利益に資するとの判断に至りました。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称及び相手会社との関係

本株式交付の株式交付比率につきましては、その公平性・妥当性を確保するため、当社は、当社及びFWから独立した第三者算定機関であるプルータスに依頼をし、2026年5月12日付でFWの株式価値算定書を取得しました。

なお、プルータスは当社及びFWの関連当事者には該当せず、当社及びFWとの間で重要な利害関係を有しません。

② 算定の概要

当社は、当社の株式価値については、当社が東京証券取引所グロース市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法（算定基準日は、直近の株式市場の状況を反映するために2026年5月12日を基準日とし、算定基準日の終値及び算定基準日から遡る1か月、3か月、6か月の各期間の株価終値の単純平均値）を用いて算定を行いました。算定された当社の普通株式の1株当たりの価値の評価レンジは以下のとおりです。

算定手法	算定結果（円）
市場株価法	618～642

また、プルータスは、FWの株式価値については、FWが非上場会社であるため市場株価が存在せず、将来清算する予定はない継続企業であることからDCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）法を用いて算定を行いました。具体的には、FWが作成した2026年3月期～2029年3月期までの財務予測を基本として、将来キャッシュ・フローを算定し、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、算定しております。なお、算定の対象とした財務予測に大幅な増減益は見込んでおりません。

プルータスが算定したFWの1株当たりの株式価値の評価レンジは以下のとおりです。

算定手法	算定結果（円）
D C F 法	0～3,107,511

FW の 2026 年 3 月期～2029 年 3 月期の財務予測は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	2026 年 3 月期	2027 年 3 月期	2028 年 3 月期	2029 年 3 月期
営業利益	289	294	329	366
増減率	—	1.6%	12.0%	11.3%

上記より、当社の普通株式を 1 株あたりの株式価値を 1 とした場合の株式交付比率の算定結果は以下のとおりとなります。

株式交付比率の算定結果	
FW	0～5,028

プルータスは、FW の株式価値の算定に際し、FW から提供を受けた資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、FW の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、FW の財務予測に関する情報については、FW の役職員による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

3. 当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交付により増加する当社の資本金及び準備金の額は以下のとおりです。この取り扱い、本株式交付後の当社の資本政策その他の事情を総合的に考慮し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると判断しております。

- ① 資本金の額 金 76,518,540 円
- ② 資本準備金の額 金 76,518,540 円
- ③ 利益準備金の額 金 0 円

第5期 事業報告書

自：令和 6年 4月 1日

至：令和 7年 3月31日

株式会社 FW

— 目次 —

I.事業報告

II.計算書類

III.附属明細書

I.事業報告

（ 令和 6年 4月 1日から
令和 7年 3月31日まで ）

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社は事業会社である株式会社ウェブクルーに対して、資金面の管理・運用、同社の比較サイト運営の補助等の経営支援、指導及び監督を目的として、健全な営業活動、ブランド価値の維持・向上に務めて参りました。

その結果同社（ウェブクルー社）の業績は、売上高は4,495,383千円(前期売上高5,525,540千円・前期比81.3%)、営業利益は273,204千円(前期営業利益336,016千円・前期比81.3%)、経常利益は276,660千円(前期経常利益347,547千円・前期比79.6%)、当期純利益は193,223千円(前期当期純利益212,624千円・前期比90.8%)となりました。

一方、当社の業績は、売上高は419,654千円(前期売上高461,021千円・前期比91.0%)、営業利益は221,109千円(前期営業利益234,269千円・前期比94.3%)、経常利益は424,511千円(前期経常利益499,339千円・前期比85.0%)、当期純利益は364,929千円(前期当期純利益483,223千円・前期比75.5%)となり、株式会社ウェブクルーの売上減少及び配当金の減少に伴い売上高及び各種利益（営業利益・経常利益・当期純利益）が前年比で減少しております。

(2) 主要な事業内容

支配会社の経営支援、指導、監督

株式・社債等有価証券の取得、保有、投資、管理、売買

(3) 設備投資の状況

該当事項はありません

(4) 資金調達の状況

設立時より、投資機会に対して積極的な投資を実施するための準備と、経済・金融環境の変化に備えて十分な手元流動性を確保することによる安定した財務基盤の維持に努めております。

項目	前会計年度末	当会計年度末	増減
借入金（短期・長期）	2,085,250千円	1,646,250千円	▲439,000千円
合計	2,085,250千円	1,646,250千円	▲439,000千円

(5) 主要な借入先の状況（令和7年3月31日現在）

借入先	借入額	備考
三井住友銀行 池袋法人営業第一部	1,097,749 千円	S/L Tranche C
りそな銀行 池袋支店	298,500 千円	S/L Tranche C
きらぼし銀行 本店営業部	250,000 千円	S/L Tranche C

(6) 直前3事業年度及び当事業年度の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第2期	第3期	第4期	第5期
		令和4年3月期	令和5年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期
売 上 高		371,361 千円	512,886 千円	461,021 千円	419,654 千円
経 常 利 益		164,280 千円	474,857 千円	499,339 千円	424,511 千円
当 期 純 利 益		138,366 千円	396,170 千円	483,223 千円	364,929 千円
1株当たり当期純利益		13,565 円 33 銭	38,840 円 19 銭	47,374 円 83 銭	35,777 円 44 銭
総 資 産		4,974,027 千円	5,006,492 千円	5,037,595 千円	5,002,194 千円
純 資 産		592,790 千円	963,961 千円	1,422,184 千円	1,762,114 千円
1株当たり純資産額		58,116 円 75 銭	94,506 円 00 銭	139,429 円 85 銭	172,756 円 32 銭

(注1) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(注2) 1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。

(7) 対処すべき課題

当社は、安定した堅実な成長をするために、環境の変化に敏感に対応しながら以下の経営課題に取り組んでまいります。

1) 事業会社の安定したサービスを提供できる運営体制の構築

株式会社ウェブクルーの基幹系システムが老朽化しており、セキュリティの面においても改善点がある為、引き続き、OS リプレイスを進めることで運営体制の安定化を図って参ります。

2) 優秀な人材の確保及び教育研修の実施

当社の安定した堅実な成長には、継続的に優秀な人材を確保することが重要だと考えております。また、採用後も教育研修実施の機会・内容を充実させ、当社の企業理念及び経営

方針を理解した、当社の成長を支える社員の育成を行ってまいります。

3) 内部管理体制の整備・運用

当社においては、内部管理体制の強化のため諸規程・規則の整備等を行い、組織的に業務運営を行うための体制を構築しており、引き続き、内部管理体制の整備に努めてまいります。

(8) 主要な営業所及び支店

本社：東京都世田谷区

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
12名(0名)	-5名(0名)	40.9歳	3年5ヶ月

(注1)従業員数には、役員を含んでおりません。

(注2)従業員数は就業人員であり、アルバイト数は()に外数で記載しております。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

売上高(WCからの経営指導料)について、第4期から定額部分金額が1カ月当たり5,000千円(年間60,000千円)減額となっています

2. 株式に関する事項

- | | |
|--------------|---------|
| (1) 発行可能株式総数 | 20,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 10,200株 |
| (3) 株主数 | 2名 |
| (4) 株主(2名) | |

株主名	持株数	持株比率 (%)	発行済株式の種類
株式会社光通信	10,000株	98.0%	A種種類株式
藤島 義琢	200株	2.0%	普通株式

(※1) A種種類株式には、優先配当金条項が付与されている。

(※2) A種優先株主は法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を

有しない。(非参加条項)

3. 会社の新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権等に関する重要な事項

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行決議日	令和3年3月30日	令和3年6月30日
新株予約権の数	1,800個	42個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき1株)	普通株式 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり50,000円 (1株当たり50,000円)	新株予約権1個当たり50,000円 (1株当たり50,000円)
権利行使期間	令和8年7月1日(但し、令和8年6月30日までに当会社の株式が金融商品取引所に上場した場合、新株予約権者は、当該上場日)から無期限とする	令和8年7月1日(但し、令和8年6月30日までに当会社の株式が金融商品取引所に上場した場合、新株予約権者は、当該上場日)から無期限とする
行使の条件	(注1)	(注2)
会社が新株予約権を取得する事ができる事由及び取得の条件	本新株予約権の取得事由及び条件は定めない。	本新株予約権の取得事由及び条件は定めない。

	第3回新株予約権
発行決議日	令和6年2月1日
新株予約権の数	84個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 1,714,006円 (1株当たり1,714,006円)
権利行使期間	令和7年2月2日から令和20年2月1日まで(但し、この期間中であっても当会社の株式が金融商品取引所に上場した場合の当該上場日より1年が経過するまでの期間は、行使する事ができないものとする。)
行使の条件	(注3)

会社が新株予約権を取得する事が できる事由及び取得の条件	(注4)
---------------------------------	------

(注1) 第1回新株予約権の行使条件は以下の通りであります。

新株予約権者が本新株予約権を行使する事により当社の総株主の議決権の半数を超える議決権を有することになる場合、新株予約権者は、行使後に当社の総株主の議決権の半数を超える当該本新株予約権の行使（行使後に議決権の半数を超える部分に限る。）を行うことについて、当社の株主総会（普通決議）の承認を必要とする。

(注2) 第2回新株予約権の行使条件は以下の通りであります。

新株予約権者が本新株予約権を行使する事により当社の総株主の議決権の半数を超える議決権を有することになる場合、新株予約権者は、行使後に当社の総株主の議決権の半数を超える当該本新株予約権の行使（行使後に議決権の半数を超える部分に限る。）を行うことについて、当社の株主総会（普通決議）の承認を必要とする。

(注3) 第3回新株予約権の行使条件は以下の通りであります。

- ① 新株予約権者は、本新株予約権行使時において、当社の役員若しくは従業員又は当社の子会社である株式会社ウェブクルーの従業員でなければならない。
- ② 新株予約権者は権利行使期間内のいずれの年においても、本新株予約権の行使によって交付（株式の発行又は移転若しくは譲渡を含む。以下同じ。）される株式の払込金額（当該行使に際し払い込むべき額をいい、新株の発行価額又は株式の譲渡価額を含む。以下「権利行使価額」という。）の合計額が、その年において既にした当社又は他社の株式譲渡請求権若しくは新株引受権又は新株予約権の行使によって交付される権利行使価額を合計して年間 1,200 万円、又は行使時において租税特別措置法の適用を受けることができる権利行使価額の年間の合計額を超えないように、割当てを受けた本新株予約権を行使しなければならないものとする。
- ③ 新株予約権者は、本新株予約権行使時において、当社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位について、会社法その他日本の法令又は当社若しくは関連会社が定める社内規則に規定される欠格事由、解任事由又は解職事由が生じておらず、かつ当該法令の違反又は当該社内規則の重大な違反に該当する行為がない事を要する。

(注4) 第3回新株予約権の会社が新株予約権を取得する事ができる事由及び取得の条件は以下の通りであります。

- ① 新株予約権者が本新株予約権を行使する前に、本要項の定め又は新株予約権割当契約（総数引受契約を含む。）の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得する事ができる。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画についての株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得できる。

(2) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2023年12月26日開催の（定時）取締役会決議による新株予約権

(2024年1月24日開催の臨時株主総会決議並びに

2024年1月24日開催の普通株主による種類株主総会決議による新株予約権)

- ① 新株予約権の払込金額 払込金額を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき1,714,006円
- ③ 新株予約権の行使条件 上記（注3）参照
- ④ 新株予約権の行使期間 令和7年2月2日から令和20年2月1日まで
(但し、この期間中であっても当社の株式が金融商品取引所に上場した場合の当該上場日より1年が経過するまでの期間は、行使する事ができないものとする。)

⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	36個	普通株式 36株	2人

(3) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

2023年12月26日開催の（定時）取締役会決議による新株予約権

(2024年1月24日開催の臨時株主総会決議並びに

2024年1月24日開催の普通株主による種類株主総会決議による新株予約権)

- ① 新株予約権の払込金額 払込金額を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき1,714,006円
- ③ 新株予約権の行使条件 上記（注3）参照

- ④ 新株予約権の行使期間 令和7年2月2日から令和20年2月1日まで
 (但し、この期間中であっても当会社の株式が金融商品取引所に上場した場合の当該上場日より1年が経過するまでの期間は、行使する事ができないものとする。)

⑤ 当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
当社使用人	15 個	普通株式 15 株	5 人
子会社の使用人	8 個	普通株式 8 株	4 人

- (4) その他新株予約権等に関する重要な事項
 該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (令和7年3月31日現在)

氏名	地位	重要な兼職の状況
藤島 義琢	代表取締役	株式会社ウェブクルー 代表取締役
増田 幸太郎	取締役	株式会社ウェブクルー 取締役
長山 真己	取締役	株式会社ウェブクルー 取締役 株式会社 Bang 代表取締役 (株式会社ウェブクルーの完全子会社)
下山 裕介	取締役	株式会社光通信 従業員
花岡 弘章	監査役	株式会社光通信 従業員

(注1) 下山裕介氏は、社外取締役です。

(注2) 花岡弘章氏は、社外監査役です。

(注3) 当該事業年度中の取締役及び監査役の異動は下記の通りであります。

令和6年6月25日 取締役退任 松島 宇之 氏

- (2) 責任限定契約について
 該当事項はありません。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	5 名 (1 名)	86,000 千円 (0 千円)
監査役 (うち社外監査役)	1 名	0 千円

	(1名)	(0千円)
合計	6名 (うち社外2名)	86,000千円 (うち社外0千円)

(注) 上記報酬等の額のほか、社外取締役が当社親会社等又は当社親会社等の子会社から受けた役員としての報酬額は0百万円です。

5.社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役下山裕介及び社外監査役花岡弘章の兼職先である株式会社光通信は、当社、当社代表取締役藤島義琢及び株式会社光通信の三者間で締結された令和3年3月29日付資本提携契約に基づき当社のA種優先株式及び新株予約権を保有しています。

(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	下山 裕介	就任後開催の取締役会12回中12回に出席し、議案審議等につき、豊富な財務・会計に関する知見と実務経験に基づき必要な発言を行っております。
社外監査役	花岡 弘章	就任後開催の取締役会12回中11回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。

(イ) 取締役・下山裕介氏の意見により変更された事業方針

該当する事項はありません。

(ウ) 当社の不祥事等に関する対応の概要

該当する事項はありません。

(4) 当社の報酬等の額及び当社の親会社等又は当社親会社等の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

	人数	報酬等の額	親会社等又は当社親会社等の子会社等からの役員報酬等の額
社外役員 の報酬等の総額等	2名	0千円	0千円

(5) 事業報告記載事項に関する意見

法令に則り必要な意見を述べております。

6.会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

7.会社の体制及び方針

該当事項はありません。

Ⅱ.計算書類

貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
【 流 動 資 産 】	192,229	【 流 動 負 債 】	521,199
普 通 預 金	169,067	短 期 借 入 金	439,000
売 掛 金	22,317	未 払 金	1,388
立 替 金	11	預 り 金	2,628
前 払 費 用	833	未 払 法 人 税 等	64,347
【 固 定 資 産 】	4,809,964	未 払 消 費 税 等	13,835
【 投 資 そ の 他 資 産 】	4,809,964	【 固 定 負 債 】	2,718,881
子 会 社 株 式	4,800,000	長 期 借 入 金	1,207,250
繰 延 税 金 資 産 固 定	9,964	退 職 給 付 引 当 金	11,631
		預 り 保 証 金	1,500,000
		負 債 合 計	3,240,080
		純 資 産 の 部	
		【 株 主 資 本 】	1,762,114
		【 資 本 金 】	100,000
		【 資 本 剰 余 金 】	410,000
		資 本 準 備 金	410,000
		【 利 益 剰 余 金 】	1,252,114
		【 そ の 他 利 益 剰 余 金 】	1,252,114
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,252,114
		純 資 産 合 計	1,762,114
資 産 合 計	5,002,194	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,002,194

(注)記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

〔 自 令和6年4月1日
至 令和7年3月31日 〕

(単位：千円)

勘定科目	金額	
【売上高】		419,654
【売上原価】		
当期製品製造原	54,462	
合計	54,462	54,462
売上総利益		365,191
【販売費及び一		
役員報酬	86,000	
給与手当	40,871	
法定福利費	11,512	
福利厚生費	913	
退職給付引当金	560	
通勤費	1,339	
旅費交通費	6	
会議費	6	
通信費	0	
租税公課	57	
新聞図書費	3	
支払手数料	90	
支払報酬	2,720	144,081
営業利益		221,109
【営業外収益】		
受取利息	147	
受取配当金	250,000	
雑収入	14	250,161
【営業外費用】		
支払利息及び割	45,759	
財務手数料	1,000	46,759
経常利益		424,511
税引前当期純利		424,511
法人税等		64,369
法人税等調整額		△ 4,787
当期純利益		364,929

(注)記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

製造原価報告書

〔 自 令和6年4月1日 〕
〔 至 令和7年3月31日 〕

(単位：千円)

勘定科目	金額	
【 労務費 】		
給料手当	44,770	
法定福利費	7,466	
福利厚生費	360	
退職給付引当金繰	1,101	
通勤費	721	
当期労務費		54,418
【 経費 】		
旅費交通費	19	
新聞図書費	9	
管理諸費	14	
当期経費		44
当期製造費用		54,462
合計		54,462
当期製品製造原価		54,462

(注)記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔 自 令和6年4月1日 〕
〔 至 令和7年3月31日 〕

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	100,000	410,000	-	410,000	912,184	912,184
誤謬の訂正による累積的影響額						
遡及処理後当期首残高			-			
当期変動額					△25,000	△25,000

新株の発行			-		-	-
当期純利益	-	-	-	-	364,929	364,929
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計			-		339,929	339,929
当期末残高	100,000	410,000	-	410,000	1,252,114	1,252,114

	株主資本		評価・ 換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	評価・ 換算差額等 合計		
当期首残高	-	1,422,184	-	-	1,422,184
誤謬の訂正による累積的影響額	-		-	-	
遡及処理後当期首残高	-		-	-	
当期変動額		△25,000			△25,000
新株の発行	-		-		
当期純利益	-	364,929	-		364,929
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	-	-	-		
当期変動額合計	-	339,929	-		339,929
当期末残高	-	1,762,114	-		1,762,114

【個別注記表】

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1）その他有価証券

時価のないものは、移動平均法による原価法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、翌事業年度支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債

務（退職給付に係る期末自己都合要支給額）の見込額に基づいて、期末において発生していると認められる額を計上しております。

3. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式総数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	200株	－株	－株	200株
A種種類株式	10,000株	－株	－株	10,000株

(1) 変動の事由の概要

該当事項はありません。

(2) 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

(3) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 配当に関する事項

令和6年6月26日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当財産の種類 現金
- ② 配当財産の価額の総額 当社A種種類株式10,000株につき、25,000千円
- ③ 基準日 令和6年3月31日
- ④ 効力発生日 令和6年7月22日

以上

III. 附属明細書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産	—	0	0	0	0	0	0	0
無形固定資産	—	0	0	0	0	0	0	0

※該当資産はありません。

2. 引当金の明細

(単位：千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	0	0	0	0	0
役員賞与引当金	0	0	0	0	0
退職給付引当金	11,756	1,661	1,786	0	11,631

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

勘定科目	金額	
役員報酬	86,000	
給与手当	40,871	
法定福利費	11,512	
福利厚生費	913	
退職給付引当金繰入	560	
通勤費	1,339	
旅費交通費	6	
会議費	6	

通	信	費	0	
租	税	公	57	
新	聞	函	3	
支	払	手	90	
支	払	報	2,720	
合		計		144,081

(注)記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

4. その他重要な事項

株式会社ウェブクルーにおいて、たのめる及び補聴器関連事業の会計処理を純額表示に変更しております。

以上

監査報告書

私は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和7年5月15日

株式会社FW

監査役 花岡 弘章 印